

第3部 第4次箕面市障害者市民の 長期計画(みのお‘N’プラン)

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、平成5年(1993年)に、「この街に住み、この街で暮らすすべての市民がだれひとりとして『人権』を踏みにじられ、涙をこぼすことがあってはならないと願う」とうたった「箕面市人権宣言」を採択し、以来、箕面市福祉のまち総合条例(平成8年)、箕面市まちづくり理念条例(平成9年)及び箕面市人権のまち条例(平成15年)を制定するなど、人権尊重のまちの実現に努めてきました。しかし、障害者市民が共に暮らし、学び、働く存在であることを否定するような事象等、障害者市民に対する差別と偏見といった人権侵害は依然として根強く存在しています。

国連では、「国際障害者年」(1981年)のテーマを「完全参加と平等」とし、「すべての人々が支え合い、共に生き、共に暮らす社会こそが、当たり前の社会である」という「ノーマライゼーション」の考え方が示されています。平成18年(2006年)には、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、尊厳の尊重と障害者の権利の実現のための措置などを規定した「障害者権利条約」が採択されました。

我が国では、障害に基づくあらゆる形態の差別をなくすことを目指して、平成23年(2011年)に「障害者基本法」の改正、平成25年(2013年)に「障害者差別解消法」の制定等を経て、平成26年(2014年)に「障害者権利条約」を締結しました。「障害者基本法」では、障害の有無によって分け隔てられることなく共生する社会(共生社会・インクルーシブ社会)の実現が、同法の目的として規定され、そのために必要な措置について定めたものが「障害者差別解消法」です。

本市のめざす「人権尊重のまち」とは、とりもなおさず、「ノーマライゼーション」そして「共生・インクルージョン」の考え方に立脚したまちでなければならないと考えます。すなわち、すべての人が、障害の有無や程度に関わりなく、一人の人間として尊重され、平等な権利を持ち、地域社会の構成員として共に暮らすまちづくりを進めるという考え方であり、この考え方の理解啓発に努めることが求められ

ます。「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」の考えに基づき、障害当事者があらゆる施策の検討過程に参画する仕組みづくりが必要です。

こうしたこれまでの考え方を踏襲して、「第4次箕面市障害者市民の長期計画」の基本理念とします。

2 基本目標

(1) 誰もが個人としてその尊厳を尊重される地域共生社会の実現

「障害者基本法」において規定される、共生社会（インクルーシブ社会）とは、障害の有無にかかわらず、誰もが基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としています。

そのためには、「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を市民すべてが共有して、「誰一人取り残さない」というSDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)の理念も踏まえ、誰もが排除されず、相互に人格と個性を尊重し支え合う地域社会づくりに向けた機運の向上を目指します。

さらに、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会の確保や、どこで誰と生活するかについて選択できること、意思疎通のための手段や情報の取得又は利用のための手段を選択できる機会の確保などに「合理的な配慮」が必要であることの理解を広げます。

(2) 自己決定の尊重と当事者本位の分野横断的な支援

障害者を単に支援を必要とする人としてではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉えるとともに、障害者施策の検討及び評価に当たっては、障害者が政策決定過程に参画し、その意見を施策に反映することが求められています。

また、「障害」とは個人の問題ではなく、社会（モノ、環境、人的環境等）と個人の心身機能の状態があいまって作りだされているものであり、その障壁を取り除くのは社会の責務であり、社会全体の問題として捉える「社会モデル」の考え方に立つ必要があります。

そのために、障害者本人の自己決定を尊重する観点から、障害者本人が適切

に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談等による意思決定支援とともに、言語その他の意思疎通のための手段を選択する機会を提供します。

また、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえつつ、障害者が多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。複数の分野にまたがる課題については、関係する機関、制度等における必要な連携により横断的に対応していきます。

3 第4次長期計画における重点課題

(1) 地域生活の支援と地域共生社会の実現に向けた取組

障害者の高齢化・重度化、親の高齢化や「親亡き後」に関する不安の声は切実な課題です。これからも住み慣れた箕面市で安心して生活を継続できるよう、引き続き、基幹相談支援センターを核とした相談支援、地域生活支援拠点等の機能の充実、グループホーム等による居住の支援、サービスの担い手となる人材の確保、医療機関との連携強化など、子どもから大人までの切れ目のない支援を行うための環境整備を進め、地域福祉計画や重層的支援体制の整備事業との連携を図りつつ、地域での包括的な支援体制の構築をめざします。

(2) 情報アクセシビリティの向上

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、障害者による情報の取得及び利用、意思疎通に係る施策に取り組み、情報アクセシビリティの向上を進めます。

あわせて、障害者の意思疎通支援の必要性について、市民や事業者の理解の促進を図ります。

(3) 権利擁護施策の推進

障害者差別解消法に基づき、「障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止」「障害者に対する必要かつ合理的な配慮の提供」を進めるため、あらゆる部署で適切な対応ができるよう徹底していくとともに、市民や事業者に対する周知・啓発に取り組みます。

平成14年度の施設コンフリクトの発生、令和元年度の民間の障害者グループホーム開所に対する不安の声や障害者への偏見と思われる声など、障害者に対する差別や偏見は根強く存在しているのが実情です。障害の有無に関わらず、多様性を認め合いともに生きていく差別のない共生社会の実現に向けて、引き続き広く市民に対しても障害者理解のための啓発に取り組みます。

また、障害者虐待防止法に基づき、市民や事業者に対する周知・啓発に取り組み、障害者に対する虐待の予防、早期発見に取り組みます。

(4) 就労及び日中活動の場の確保に向けた取組

働きたい思いをもった障害者が自分らしく働き、生活することを支援するため、障害者事業所等からの物品等の優先調達の推進、業務委託の拡大に向けた検討を進め、障害者が地域で自立した生活が営めるよう、引き続き賃金・工賃の向上をめざします。

重度障害者や在宅生活者の就労・日中活動の場を確保するため、民間事業所の動向や障害当事者のニーズの変化を把握しながら、市立あかつき園の建替を含めた市立施設の再編整備により、地域資源の充実に取り組みます。

第2章 分野別施策の基本的方向

施策の体系

分野	施策
1 生活環境の整備	(1) 施設バリアフリー化の促進 (2) 移動支援の充実 (3) 住まいの確保と住環境の整備 (4) 情報バリアフリーの推進 (5) 安全・安心な防災対策の推進
2 雇用・就労の充実、 日中活動の場の確保	(1) 雇用促進と就労支援の充実 (2) 多様な日中活動や就労の場の確保と 支援
3 福祉サービスの充実	(1) 相談支援体制の充実 (2) 障害福祉サービス等の充実
4 保健・医療の充実	(1) 保健体制の充実 (2) 地域医療体制の充実 (3) 医療的ケアに関する対応 (4) 在宅生活を支えるリハビリテーション等 の充実
5 療育・教育の充実	(1) 療育・幼児教育・相談体制の充実 (2) 学校におけるインクルーシブ教育等の 充実
6 人権施策の推進	(1) 人権啓発の推進 (2) 権利擁護の推進
7 スポーツ・文化活動 等の社会参加の機会の 充実	(1) スポーツ・文化活動等の社会参加の 機会の充実

1 生活環境の整備

(1) 施設バリアフリー化の促進

【基本方針】

建築物、道路、公園等の都市施設における物理的障壁を取り除くことは、障害者の地域における自立した生活と社会参加を促進するための、基本的な条件です。

引き続き、バリアフリー法や大阪府福祉のまちづくり条例、箕面市福祉のまち総合条例等により、福祉のまちづくりの推進を図ります。

【本市や社会の動き】

※精査中

【今後の方向性】

① 都市施設のバリアフリー化の促進

次の視点により、すべての市民が安全に生活できる都市施設の整備に努めます。

- ・ 箕面市福祉のまち総合条例を基本理念とします。
- ・ 箕面市まちづくり推進条例における「福祉のまち整備に関する事項」、大阪府福祉のまちづくり条例における「建築物等の整備方針」や「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」に基づきます。
- ・ バリアフリー法や同法に基づく基本方針をふまえます。

公共施設の整備については、誰もが使いやすいものとなるよう、障害当事者の意見をききながらバリアフリー化を促進し、ユニバーサルデザインの視点を重視したまちづくりの推進を図ります。

小規模店舗等も含めた民間建築物については、箕面市まちづくり推進条例や大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、誰もが使いやすいものとなるようバリアフリー化を誘導するとともに、バリアフリー化を推進するための啓発方法について、検討を進めます。

(2)移動支援の充実

【基本方針】

障害者が、行動の制約を受けることなく、必要に応じて外出できるようにするためには、移動の安全性の確保や交通アクセスの整備が重要です。

移動しやすい環境の整備等を進め、障害者の社会参加の支援を図ります。

【本市や社会の動き】

※精査中

【今後の方向性】

①円滑な移動と施設利用の総合的推進

障害者の公共交通機関等を利用した移動の円滑化について引き続き「箕面市交通バリアフリー基本構想」の実現に向けた取組みを進めます。

- ・ 障害当事者の意見をききながら、市内の鉄道駅を中心とした地区のまちづくり整備におけるバリアフリー化を促進します。
- ・ 民間路線バスにおけるノンステップバス等の導入に向けた支援を引き続き行います。

バリアフリー法に基づき、円滑な移動と施設利用を総合的に推進するため、全市域を対象として、建築物や社会基盤施設について必要に応じて計画的な改修等を行います。

②移動困難者支援策の検討

障害者が安全に安心して移動するためには、道路の段差解消などのハード面だけでなく、コミュニケーションがとりづらい・パニックへの不安があるなど公共交通機関の利用が困難な方への対応(「心のバリアフリー」)などソフト面からの取り組みも必要です。

障害者の移動支援については、さまざまな移動支援サービスを組み合わせ、障害当事者の意見も聞きながら、全体として移動困難者を支えるという、総合的な視点による充実に努めます。

オレンジゆずるタクシーのこれまでの運行をふまえ、持続可能でより利用しやすい効率的な運行に向けて、制度のあり方の検討を進めます。

- ・福祉有償運送、介護タクシー、UDタクシーの普及など、その他のさまざまな移動支援サービスについて、障害当事者にとって利用しやすく、安全に安心して移動するために、交通施策と福祉施策の連携を進めます。

(3)住まいの確保と住環境の整備

【基本方針】

障害者の地域における自立した生活に不可欠な、障害者に適した住宅の確保や、既存住宅のバリアフリー化のための支援等、安全で安心して生活できる住宅・住環境の整備を進めます。

【本市や社会の動き】

※精査中

【今後の方向性】

①公的住宅・民間住宅の活用の推進

障害者を含めた住宅確保要配慮者が安全に安心して生活するために、「箕面市住宅マスタープラン」や「箕面市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、引き続き障害者が住みやすい住宅の確保に努めます。

- ・既存の市営住宅を有効活用するため、引き続き、低層階のバリアフリー化を進めるとともに、障害者等を対象とした倍率優遇を行い、市営住宅を優先的に供給します。
- ・民間住宅の活用を進めるため、住宅施策と福祉施策の連携により、住宅改造助成制度、相談支援事業者による住宅探しの支援や家賃債務保証制度等について、障害者・不動産業者・賃貸住宅所有者等に対する周知を進め、「借りやすい」「貸しやすい」環境づくりを図ります。

(4)情報バリアフリーの推進

【基本方針】

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念をふまえ、すべての市民にとって、より一層わかりやすい形での行政情報の提供を進め、新しいデジタル技術の活用を含めた、障害特性に応じた情報へのアクセスの支援やコミュニケーション支援により、情報バリアフリーのための環境整備の充実を図ります。

【本市や社会の動き】

・ ※精査中

【今後の方向性】

①行政情報の提供の充実

情報バリアフリーの推進を図るため、障害特性に応じたわかりやすい形での行政情報の提供の充実に努めます。

- ・ 情報提供の手法としては、点字・音声・手話・要約筆記・ファクス・コミュニティFM放送・市ホームページ・市民安全メール、市公式SNS等に加え、箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例(令和5年12月議会提案予定。以下同じ)に定めるさまざまな意思疎通手段による新たな提供の手法やニーズも含めた検討を継続します。
- ・ 全戸配布物や市主催行事などの情報保障をさらに充実するための方策を検討します。
- ・ 色覚障害への対応については、市ホームページや発行物等、行政情報提供時の配慮を進めます。
- ・ 音声ブラウザでの読み上げや色覚特性に配慮した「ホームページアクセシビリティガイドライン」に基づき、障害者が情報を入手しやすい市ホームページを作成します。

・ 情報利用の支援

読書バリアフリー法の趣旨を踏まえ、市立図書館においては、視覚障害者や来館が困難なかたに対し、知る権利を保障する方策を実施し、障害特性に応じた、利用しやすい形式で本の内容にアクセ

スできることをめざします。

障害者にとって、情報へのアクセスと発信に当たり新しいデジタル技術の活用は非常に有効な手段です。それぞれの障害に応じた手段で、同じ内容の情報を同時に取得し、また円滑に発信できるよう、新たなデジタル技術の活用なども含めて必要な環境整備の検討を進めます。

②意思疎通の支援

手話通訳者・要約筆記者の派遣や養成、市が主催する行事等における情報保障としての手話通訳者・要約筆記者の配置、総合保健福祉センター等の市窓口における手話通訳者による情報保障について、引き続き実施します。

併せて、聴覚障害者の当事者間のコミュニケーションや社会参加の支援のあり方の検討や、箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例に定めるさまざまな意思疎通手段による新たな支援策の検討を継続します。

障害者は、視覚障害、聴覚障害、言語機能又は音声機能の障害、知的障害、発達障害を含む精神障害など、それぞれの障害特性に応じて多様な意思疎通のための手段を必要としています。箕面市手話言語条例(令和5年12月議会提案予定)及び箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例に基づき、多様な意思疎通手段の選択と利用の確保、意思疎通手段に対する理解の促進などに取り組みます。

(5)安全・安心な防災対策の推進

【基本方針】

障害者が安心して地域生活を送るためには、防災対策の充実が不可欠です。

行政だけでできる防災対策には、最優先で取り組むとともに、「行政にできることは有限である」という事実認識にたつて、地域の多様なコミュニティによる地域防災力の向上に向けた取り組みを進めます。

【本市や社会の動き】

※精査中**【今後の方向性】**

「箕面市地域防災計画」に基づき、「発災直後の網羅的な安否確認」と「継続的な支援」「平常時の防災にかかる取組」の三つの視点から、障害者や高齢者等、災害時に配慮が必要なかたに対する支援体制を再構築していきます。

①網羅的な安否確認体制の構築

重い障害のあるかた、独居高齢者や介護度の高いかたなどについて、箕面市災害時における特別対応に関する条例に基づき市が対象者を把握するとともに、発災時に地区防災委員会を核とする自治会等の地域コミュニティと連携して、迅速かつ網羅的な安否確認、避難支援を実施していきます。

災害時における「要安否確認者名簿」、「避難行動要支援者名簿」、「要継続支援者名簿」を定期的に更新するとともに、それぞれの機能と役割に沿った活用や、民生委員・児童委員や箕面市社会福祉協議会など地域の多様なコミュニティによる日頃からの情報収集や見守り体制づくりを進め、防災訓練等に活用します。

②継続的な支援体制の構築

平素から専門職による福祉サービスや医療サービスを受けて生活されているかたに対し、災害時においても必要なサービス等が継続されるよう、専門機関やサービス事業者等の支援の担い手を確保し、緊急度に応じて支援の必要なかたにつなぐなどのコーディネートを行っていきます。

避難所については、校区の小学校（北小校区はメイプルホール、萱野北小校区は第二中学校）が、障害者を含むすべての住民の避難所となるため、環境の変化による不安やパニックがある方や集団生活が難しい方への対応、多様な情報伝達の手段の確保など、地区防災委員会による避難所運営において、多様な避難者への配慮を行います。

障害者が安全に安心して避難所に避難できるように、多様な障害者特定に応じた避難所運営マニュアルの充実を図ります。

あわせて、継続的な支援が必要なかが、地域の避難所での長期避難生活が困難となった場合の避難所として、市内の福祉施設等を「福祉避難所」に指定し、送迎・受け入れ体制を整えていきます。

引き続き福祉避難所に必要な物品や人員体制の確保などの検討を進めます。

③平常時の防災にかかるとる取組

災害時に障害者に対して円滑な避難支援ができるよう、平常時の防災にかかるとる取組が必要です。

網羅的な安否確認体制や災害時の継続的な支援体制の構築など、これら地域防災力が有効に機能するよう、引き続き民生委員・児童委員や社会福祉協議会、サービス提供事業所、地域住民との連携を一層深め、災害時の支援ネットワークを構築していきます。

特に、災害時のセーフティネットとなる地域住民との連携に関しては、自治会への加入をはじめ、地域社会とのつながりを深めることの重要性について、より一層の周知を図ります。

- ・ 引き続き、災害対策基本法に基づく「個別避難計画の作成」について、地域の多様なコミュニティと連携し、早急な対応策の検討を進めます。
- ・ 障害当事者も参加した全市一斉総合防災訓練や地区防災委員会の訓練など、平常時からの地域コミュニティとの連携に取り組みます。
- ・ 多様な障害特性に応じた災害時の情報伝達の手法の検討を進めます。

2 雇用・就労の充実、日中活動の場の確保

(1)雇用促進と就労支援の充実

【基本方針】

雇用・就労の充実は、障害者が社会に参加し、地域で自立した生活をおくる上で、非常に重要です。

障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく、障害者雇用率制度における法定雇用率の引き上げや、精神障害者の雇用義務化などによる、障害者の雇用政策の進展をふまえ、障害者の行政及び民間事業者への雇用促進・就労支援をさらに図るため、引き続き積極的な取組みを進めます。

【本市や社会の動き】

※精査中

【今後の方向性】

①関係機関の連携による一貫した支援

民間事業者における障害者の雇用促進・就労支援については、今後も(一財)箕面市障害者事業団を核として、

- ・ 公共職業安定所(ハローワーク)
- ・ 市の地域就労支援センター(市立萱野中央人権文化センター等)における労働相談

・ その他障害者総合支援法に基づく「就労移行支援」事業所等の各関係機関の様々なサービス、生活全般のサポート等との連携を強化し、なお一層の充実に努めます。

こうした連携の下、障害者に対する、就職に向けた準備段階から、就職後の日常生活の支援を含んだ職場定着までの、一貫した支援(職業リハビリテーション)を引き続き進めます。

②事業主の理解促進と職場実習の機会拡大

また、雇用促進に不可欠となる、民間事業者における事業主の協力・理解を得るための働きかけや、豊能北障害者就業・生活支援セ

ンターの職場実習における、受入れ事業所への協力金や実習生への奨励金の支給など、研修や職場実習の場の不足を解消するための取組みを進めます。

在宅就業障害者に対する支援についても、引き続き課題とします。

③障害者雇用の促進

また、公契約においても、障害者優先調達推進法の趣旨をふまえ、総合評価入札制度における、障害者雇用状況の評価を引き続き実施し、民間事業者等における障害者雇用の促進します。

障害者の市職員への直接雇用については、障害者基本法の改正及び障害者雇用促進法の改正等をふまえ、引き続き障害者を対象とした職員採用試験等を実施します。これにより、法定雇用率を遵守するとともに、障害者雇用の実践を重ね、そのありかたについて研究を進めていきます。

あわせて、本市が出資・補助等を行っている法人に対し、障害者の雇用を進めるよう働きかけます。

④社会的雇用の推進

本市では、民間事業者等での一般就労（一般雇用）と、障害福祉サービス事業所での福祉的就労の間の谷間を埋める中間的な制度として、職業的重度障害者の新たな就労の場（社会的雇用）を制度化し、本市独自の労働施策として、（一財）箕面市障害者事業団を設立し、障害者事業所制度を創設・運営してきました。

平成21年度（2009年度）からは、本市独自の障害者事業所制度の特長を取り入れて、障害者雇用に対する賃金補填を行う社会的雇用を、国制度化するための働きかけを行っています。

引き続き、障害者総合支援法・雇用促進法に基づくさまざまな取組みとの連携を行いながら、総合的な視点から持続可能な制度の構築に努め、障害者の雇用促進と就労支援を進めます。

(2)多様な日中活動や就労の場の確保と支援

【基本方針】

障害者総合支援法では、一人ひとりに合わせて働くことができる「就労継続支援」事業所や、日中活動を豊かにするための「生活介護」事業所など、多様なサービスを提供し、それぞれの仕事や活動を通して、自分らしく働き、生活することの支援を行っています。

こうした事業所の運営が安定し、障害者が地域において自立・充実した生活を送ることができるよう、事業所に対する側面的な支援を行います。また、事業所とともに諸課題を整理し、施策を展開します。

【本市や社会の動き】

※精査中

【今後の方向性】

①福祉的就労の場の自立・安定の支援

市内の通所事業所の定員は年々拡大し、障害者の働く場・日中活動の場が広がっていますが、こうした福祉的就労の場では、自立した生活に必要な収入を十分に得ることができないという課題が、依然として残っています。

引き続きこれらの事業所が、より充実した仕事・活動を行い、その内容を広く地域に周知し、地域に根ざした事業所として発展させていくことで、障害者の生活の充実と賃金の向上につなげていくことが必要です。

そのためには、運営面及び事業面の両面において、各事業所の自立と安定が不可欠であり、その自主的な取組みに対し、市としても側面的な支援を行います。

また、障害者優先調達推進法の趣旨をふまえ、公契約において、障害者が働く事業所への発注の強化を進めるとともに、市内企業や事業所への周知に努めます。

②市立施設の役割・機能の検討

市立あかつき園と市立ワークセンターささゆりは、おもに重度・重

複障害のある支援学校の卒業者等を対象に、利用者の進路決定に向けた支援を行う機関として、本人ニーズに基づく様々な取組みを行っています。

平成29年6月に「重度障害者のための生活介護整備事業所整備構想(たたき台)」を策定し、市立施設が果たすべき役割と機能として、重度・重複障害者の日中活動の場の確保(整備)に取り組んで来ており、市立あかつき園の再整備を含め施設整備に向けて取組みを進めています。

この間の状況の変化に応じ、市内の民間の障害福祉サービス事業所の定員数の増加や障害当事者や家族のニーズの変化も踏まえ、市立施設において整備が必要な重度・重複障害者の日中活動の場の整備量や、地域生活支援拠点機能など市立施設が果たすべき役割や機能など、今後の市立施設の役割と機能について改めて再検討を行います。

3 福祉サービスの充実

(1) 相談支援体制の充実

【基本方針】

障害者とその家族が、必要とする支援や解決すべき課題、適切なサービス利用について、十分な情報を得て、最も適切な支援が得られるよう、総合的な相談支援体制の整備を進めます。

【本市や社会の動き】

※精査中

【今後の方向性】

① 基幹相談支援センターを核とした総合的な相談支援

本市では、平成28年度まで、箕面市社会福祉協議会在宅ケアセンターに相談支援業務を委託し、3障害への対応をはじめ、自立支援協議会の事務局、他の相談支援事業者や関係機関との連携など、基幹相談支援センターに類似する相談支援体制の構築に先進的に取り組むとともに、身体障害、知的障害、精神障害の障害種別ごとにも相談支援業務を委託するなど、相談支援体制の充実、整備に努めてきました。

平成25年度(2013年度)から、社会福祉協議会在宅ケアセンターを市基幹相談支援センターとして位置づけ、平成29年度(2017年度)からは、市基幹相談支援センターは市直営による設置としています。

今後も引き続き、障害者やその家族が身近な地域で必要な時に必要な相談が受けられるよう、同センターを中核として、委託相談支援事業者、特定相談支援事業者、各相談機関、障害福祉サービス事業者等との連携を強化します。また、分野を超えた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業も活用し、総合的な相談支援と、権利擁護や虐待防止のための支援を行う包括的な支援体制の整備・充実を進めます。

また、ヤングケアラーを始めとする障害者の家族支援については、

相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなげられるよう関係機関との連携を図ります。

②計画相談支援と関係者の連携

計画相談支援については、特定相談支援事業者との連携の下、サービス等利用計画の作成を進め、一人ひとりの障害特性・個別性に配慮した支援の内容を、当事者の自己選択・自己決定を尊重して、検討します。

18歳未満の障害児については、児童福祉法に基づく障害児通所支援は教育委員会所管、障害児入所支援は都道府県所管、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス(居宅介護など)は健康福祉部所管となっています。どちらも利用する場合は、障害児相談支援及び計画相談支援として、総合的な計画を策定することとなるため、関係者・関係事業者の連携が必要です。

こうした状況をふまえて、関係者・関係事業者のネットワークを深め、基幹相談支援センターを中心として、総合的に支援を行う体制の整備を進めます。

障害者と家族が、各種サービスを有効に、また事業者との対等な関係に基づいて利用できるよう、ケアマネジメント制度の確立と、その担い手となる人材(相談支援専門員等)の確保を、国及び大阪府に働きかけます。

③ 自立支援協議会を活用した関係機関のネットワーク化

相談支援事業をはじめとする、地域の障害福祉サービスの基盤整備に関して、地域のニーズを抽出する役割を果たすのは、定期的な協議の場である「箕面市自立支援協議会」です。同協議会では、中立・公平な観点から、相談支援事業の運営の評価、困難事例に関する協議・調整、地域課題についての検討と掘り下げ、地域における関係機関のネットワークの構築等を進め、地域の支援体制整備の取組みの活性化を図ります。

精神障害者及びその家族を対象とした相談業務には、専門的な知識が必要です。基幹相談支援センターには精神保健福祉相談員を配置し、保健所や医療機関等との連携を深め、相談支援体制の充実を図るとともに、国の施策として制度化された、障害者入所施設や精神科病院からの地域移行の推進を図ります。

また、発達障害や高次脳機能障害、医療的ケア、難病患者等については、地域での課題を共有するとともに、大阪府の発達障がい者センターや医療的ケア児支援センター、高次脳機能障がい支援拠点、難病相談支援センター、保健所等の関係機関と連携し、支援機関のネットワーク化を図ります。

さらに、大阪府自立支援協議会等と相互に連携し、府内各地域の好事例の取組みを共有するなど同協議会の活性化を図ります。

(2) 障害福祉サービス等の充実

【基本方針】

すべての障害者が、家族の介護や支援の有無にかかわらず、地域の中で安定した自立生活を送るためには、地域生活を支える福祉サービス基盤の整備・充実が大変重要です。

サービスの担い手となる事業所・人材の充実に向けて、支援策の検討と制度整備の働きかけを行います。

障害の重度化・高齢化にも対応できるよう、緊急時の受入等を担う地域生活支援拠点等の整備を図り、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関等の連携等を進め、効果的な支援体制を構築するなどにより機能の充実を図ります。

【本市や社会の動き】

※精査中

【今後の方向性】

① 自立支援給付

a. 訪問系サービス

- ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護
- ・重度障害者等包括支援 ・同行援護

在宅生活を営む上での基礎となるサービスであることから、障害者一人ひとりの障害特性やニーズに対応できるサービス供給基盤の整備・充実に努めます。

特に、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援については、サービス提供基盤がまだ十分でないことから、多様な実施主体による基盤整備に努めます。

重度訪問介護については、常時介護を必要とする障害者が、自らが選択する地域で生活できるよう、地域のニーズについて把握を進めるとともに、新たなサービス提供基盤の整備に努めます。

b. 短期入所サービス(ショートステイ)

ショートステイについては、依然ニーズが高い状況にあり、家族の負担軽減を図る観点から、身近な地域で利用できるよう、引き続き供給基盤の整備に努めます。

特に、医療的ケア対象者をはじめとする、重度障害者の供給基盤が不足していることは、引き続き課題であり、病院における医療型短期入所の実施など広域的な対応も含めて検討を進めます。

c. 日中活動系サービス

- ・生活介護 ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- ・就労移行支援 ・就労継続支援(A型・B型)
- ・就労定着支援 ・就労選択支援

障害者の多様な日中活動の場を確保する観点から、ニーズに対応しバランスの取れたサービス基盤の整備・充実に努めます。

特に、重度・重複障害のある利用者が通所できる事業所は、限定されている現状です。市立施設が果たすべき役割と機能について、長期的視点で検討するとともに、重度・重複障害者の就労・日中活

勤の場の確保と充実について、引き続き民間の事業所の活用も視野に入れた検討を進めます。

d. 居住系サービス

- ・共同生活援助(グループホーム)
- ・自立生活援助
- ・施設入所支援
- ・療養介護 ・宿泊型自立訓練

障害者の住まいの場として不可欠であることから、その整備・充実に努めます。

グループホームについては、市内事業所数や利用者数は増加しているものの、特に、強度行動障害や重度重複障害のある利用者が入居できる事業所は依然として不足している状況です。利用者の状態に応じた活用、施設入所者や入院患者等が地域での生活を始める際の活用、また、障害の重度化・高齢化にも対応し、親亡き後も地域でいつまでも安心して暮らせる住まいとしての活用に向けて、利用者の特性や状態に応じた多様な形態のサービス基盤の充実策を、引き続き検討・実施します。

併せて、グループホームにおいて一人暮らしを希望する障害者に向けた支援等についても検討・実施します。

e. 相談系サービス

- ・計画相談支援
- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

障害者が障害福祉サービスを利用するための必要な基盤であることから、その整備・充実に努めます。

地域生活支援事業

a. 必須事業

- ・ 相談支援事業
- ・ 意思疎通支援事業 ・手話奉仕員養成研修事業
- ・ 日常生活用具給付等事業
- ・ 移動支援事業

- ・ 理解促進研修・啓発事業 ・自発的活動支援事業
- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 成年後見制度法人後見支援事業
- ・ 地域活動支援センター機能強化事業

本市の地域特性や障害者の多様なニーズに対応し、適切な事業実施に努めます。

また、社会福祉法人やNPO法人等、民間事業者への委託や補助により、多様なサービス基盤の確保に努めます。

b. 任意事業

- ・ 入浴サービス事業 ・ 日中一時支援事業
- ・ 生活サポート事業 ・ 社会参加促進事業
- ・ 重度障害者等就労支援特別事業

本市の特性や障害者のニーズをふまえ、これまで実施してきた各種サービスの継続を図るとともに、より必要性の高いサービスを優先的に実施します。

② その他の福祉サービス

障害者緊急通報システム等の市独自の福祉サービスについては、法制度の動向や障害者のニーズ等をふまえ、必要に応じて実施します。

③ 医療的ケアに関する対応

医療的ケアを必要とする障害者が、地域での在宅生活を継続するため、ケアの担い手となる障害福祉サービス事業所や人材の充実のための働きかけを行うとともに支援策の充実について、引き続き検討を行います。

④ 介護保険対象者に関する対応

介護保険サービスの対象となる障害者については、介護保険サービスを優先的に利用することが、障害者総合支援法により定められています。

ただし、例外として、介護保険にない訓練等給付などのサービスは、その必要性が認められれば、障害福祉サービスを利用することができます。

また、介護保険の支給限度基準の制約から、介護保険サービスだけでは、必要と認められる量の支援が受けられない場合についても、市が必要と認める場合には障害福祉サービスを利用することができます。

高齢化に伴い、介護保険に移行する障害者の増加が見込まれるため、制度間移行が円滑に行われるよう、制度のさらなる整備について、国への働きかけを行います。また、両制度についての支援を行う関係者が、お互いの制度理解を深め、十分な連携を行うよう、働きかけます。

⑤障害福祉を支える人材の育成・確保

障害の重度化・高齢化にも対応し、将来にわたって安定的にサービスが提供されるよう、福祉サービスの担い手となる人材の育成・確保についての支援策の検討を進めます。

4 保健・医療の充実

(1)保健体制の充実

【基本方針】

障害の有無に関わらず全ての市民が健康で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

障害者が健康の保持・増進のために必要な支援を受けられるよう、保健サービスを推進します。

【今後の方向性】

①関係機関の連携による健康管理の推進

障害者の疾病の^{しっぺい}予防と早期発見のため、各種保健事業の周知を図り、健康診査等による健康管理を推進します。

乳幼児や中高年齢層を対象とする健康診査だけでなく、若年層においても基本健康診査を実施し、生涯を通じた健康管理の推進を継続します。

また、生活習慣病の予防や早期発見・早期治療のため、健康教育や健康相談の充実に努めます。

支援を必要とする子どもや家族が、専門的な相談を早い時期から受けられるよう、医療機関や健康診査実施機関、その他の関係機関と連携を図りながら、障害のある子どもに関する相談・支援体制の充実に努めます。

障害特性やニーズに応じた保健サービスを提供するため、保健所等の関係機関との連携を進めます。

(2)地域医療体制の充実

【基本方針】

障害者が安心して暮らすためには、身近な地域で医療を受けられる体制の整備が不可欠です。

特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意し、必要に応じて、一般医療や救急医療、歯科診療を受けられるよう、障害者が利用しやすい施設の整備、在宅診療の推進、障害者理解への啓発等を行うため、市内医療機関との連携を進めます。

【今後の方向性】

①医療の円滑な利用の支援

地域の医療機関におけるかかりつけ医の促進、充実ができるよう、市内の医療機関に対し、障害者が利用しやすい施設の整備を行うよう働きかけます。あわせて、障害者理解への啓発等を行い、ハード・ソフト両面における整備を促します。また、施設のバリアフリー情報の提供方法についても、検討します。

また、地域の医療機関と連携し、在宅療養をする障害者や難病患者が、より安定した生活を送ることができるよう、適切な医療・看護・リハビリテーション等を受けられる体制の整備に努めます。特に、口腔ケア等の疾病^{しっぺい}予防を進めるとともに、地域の歯科医療機関と連携し、在宅歯科診療等を受けられる体制の整備に努めます。

さらに、障害者総合支援法に基づく自立支援医療の他、重度障害者医療費助成や障害児(者)個室入院料助成により、障害者に必要な医療が利用できるよう支援を行います。

②精神科医療を中心とした精神障害者への支援

近年、精神疾患を有する患者の数は増加傾向にあり、平成29年には全国で約420万人となっており、傷病別の患者数をみると脳血管疾患や糖尿病を上回るなど、国民にとって身近な疾患となっています。

中でも、うつ病等の気分障害や認知症患者数が増加し、薬物やアルコールなどの依存症や発達障害への対応等、精神科医療に対する需要が高まり、かつ多様化しています。また、コロナ禍においては、新型コロナウイルス感染拡大により、感染に対する不安や行動変容によるストレスなど精神面への影響が生じています。

若年でのうつ症状をはじめ、早期からの精神保健・精神科医療による支援や、患者の状態像に応じた適切な急性期医療の提供が重要となっています。他方で、治療薬の発達や救急医療体制の整備により、精神病床での新規入院患者の入院期間は短縮傾向にあり、約9割が1年以内に退院しています。

しかし、依然として新規入院患者の中には一定数の長期入院患者(1年以上入院患者)がおり、令和2年(2020年)現在で約17万人を超える長期入院患者が存在しています。

こうした中、国では、平成29年(2017年)に精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう地域共生社会の実現に向けた取組として、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことを新たな理念として明確にしました。

こうした流れをふまえ、今後も、保健所や医療機関等による医療面での支援を重要視するとともに、医療と福祉との連携を深め、精神障害者及びその家族を対象とした相談支援体制の充実と、精神科病院からの地域移行の推進を図ります。

(3)医療的ケアに関する対応

【基本方針】

「医療的ケア」を必要とする障害者が、地域において、医療機関以外の生活の場で安心して生活できるよう、支援の充実について検討を進めるとともに、法制度のさらなる整備に向け、国及び大阪府に対して要望を行います。

【本市や社会の動き】

※精査中

【今後の方向性】

①医療的ケアに関する支援基盤の充実促進

医療的ケアを必要とする障害者が、地域での在宅生活を継続するための基盤である、ケアの担い手となる障害福祉サービス事業所や人材を充実させるための働きかけを行います。

ささゆり園等を活用した医療的ケアを必要とする障害者の日中活動の場の確保等その他、病院における医療型短期入所など広域的な対応も含めて、その支援策の充実について、引き続き検討を行います。

(4)在宅生活を支えるリハビリテーション等の充実

【基本方針】

障害者が、住み慣れた地域で生活を送るにあたり、必要に応じて適切なリハビリテーションを受けられる体制の整備を図ります。

【本市や社会の動き】

※精査中

【今後の方向性】

①リハビリテーション等の提供の推進

障害者の円滑な在宅生活と、二次障害防止のため、住宅改造や生活支援機器の導入などによる生活環境の調整や、日常生活動作

の訓練等のリハビリテーションを受けられる体制の整備を図ります。

- ・ 先天的な障害や疾病・事故による障害に付随した二次障害の発生を予防・抑制するための、日常生活に根ざしたリハビリテーション
- ・ 事故や疾病を原因とする中途障害者に対する、急性期・回復期・維持期のそれぞれの時期における適切なリハビリテーション

市立病院においては、急性期及び回復期の入院から在宅（介護保険法に基づく訪問リハビリテーション）まで、一貫したリハビリテーションを提供できる体制の充実を図ります。また、退院時にはスムーズに在宅につなげることができるように関係機関との調整を図ります。

その他の、急性期及び回復期リハビリテーションを担う医療機関、民間の訪問看護事業所（医療保険による訪問リハビリを実施する訪問看護事業所等を含む）や障害福祉サービス事業所（機能訓練事業所等）、保健福祉の各サービス等について、情報を収集し提供のあり方等を検討します。

5 療育・教育の充実

(1)療育・幼児教育・相談体制の充実

【基本方針】

療育プログラムの充実や集団生活の場の確保を図るとともに、障害のある子どもとその家族一人ひとりの状況やニーズに応じた、支援教育・支援保育の充実や、療育・相談体制の整備を進めます。

【本市や社会の動き】

※精査中

【今後の方向性】

①支援教育・支援保育の充実

保育所・幼稚園においては、民営保育所・私立幼稚園も含め、「箕面市人権保育基本方針」や「箕面市人権教育基本方針」などに基づき、障害の有無にかかわらず、ともに遊び、ともに学ぶ保育・教育の推進を図ります。「保育・幼児教育センター」を活用し、支援保育・教育にかかる研修や各園所への助言等を通じ、市内全体の支援保育・教育の質の向上を図ります。

②療育・相談体制の充実

児童発達支援事業所(あいあい園)においては、療育プログラムの多様化と専門スタッフの資質の向上に努めます。

障害のある子どもが、早い時期から必要な支援を受けるうえで、その家族への支援体制を築くことが極めて重要です。このことから、「発達相談ゆう」を核として、関係機関等との連携を促進し、障害のある子どもの家族に対する相談・支援体制の充実を図ります。

保育所、幼稚園や認定こども園から小学校への引き継ぎが充分になされるよう、「保育・幼児教育センター」の活用により、連続性のある支援体制を構築します。また、就学後の支援や相談先について、積極的な情報提供に努めます。

(2)学校におけるインクルーシブ教育等の充実

【基本方針】

「新箕面市人権教育基本方針」及び「箕面市支援教育方針」に基づき、すべての子どもが、障害の有無にかかわらず、ともに学び、ともに育つ中で、障害に対する理解と認識を深めるための教育を通じて、すべての子どもが、お互いの個性を尊重し合い、社会の一員として支え合うことに繋がる教育を推進します。

【本市や社会の動き】

※精査中

【今後の方向性】

①学校教育における合理的配慮の実施

支援学校と地域の学校における支援の格差をふまえ、地域の学校に行きやすい環境を整備するために、改正障害者基本法に基づき、教育の場のハード面・ソフト面における「合理的な配慮」を進めます。

例えば、支援の必要な子どもにとって‘ないと困る支援’は、すべての子にとって‘あると便利な支援’であることが多いという観点に基づき、デジタル教材やICT機器の活用なども含めた授業のユニバーサルデザイン化をすすめます。

また、障害のある子ども及び障害への理解を深めるため、引き続き、教職員に対する各種研修を継続的に実施します。

専門的支援を行える人材育成が課題となっている、発達障害のある子どもの支援については、地域での一貫した支援の促進を図る発達障害者支援法をふまえ、箕面市支援連携協議会等において、教育・福祉・医療・保健・労働等の関係者の連携を図ります。

②個別ニーズに応じた支援の推進

インクルーシブ教育システム構築に向けた国・大阪府の動向をふまえ、本人や保護者の考えを最大限尊重した、就学指導のあり方や就学先決定の仕組み、普通高校を含む進学への支援を継続していきます。

「個別の教育支援計画」は、学校・保護者・関係機関の連携により、子どもの継続的な支援のためのツールとして、保護者の参画のもと作成します。また、「個別の指導計画」を作成し、子どもの学習や活動を支える指導・支援に努めます。

支援の必要な子どもについて、国による調査結果等をふまえ、支援教育コーディネーターの配置により、校内関係者や関係機関と連携した支援体制を強化し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援に努めます。

「通級指導教室」を全校に配置し、通常の学級に在籍する支援が必要な児童・生徒が、個別のニーズに応じた支援を受けることができるよう努めます。

③医療的ケアへの対応の充実

- ・「医療的ケア児支援法」の施行
- ・医療的ケア児コーディネーターの活用
- ・大阪府医療的ケア児支援センター等との連携

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、平成24年(2012年)4月から一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の医療的ケアができるようになりました。このことを受けて示された、平成23年(2011年)12月の文部科学省通知「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について」では、以下の体制整備が必要とされています。

- a. 保護者との連携協力を前提に、原則として看護師等が医療的ケアに当たり、教員やそれ以外の者(以下「教員等」という)がバックアップする体制
- b. 必要な特定行為が軽微なものでかつ実施の頻度も少ない場合の児童生徒に対応する体制
- c. 教育委員会の総括的な管理体制や校内組織体制の整備、医師・保護者等との連携協力

教育委員会では、看護師資格を持つ介助員を引き続き配置します。また、災害等の様々な事態を想定し、医療的ケアを必要とする子どもが、より一層安心して地域の学校で教育を受けられるよう、教員等を対象に研修を実施します。さらに、「医療的ケア懇談会」に

において、教育、保健、医療及び福祉の連携を強化しながら、教育現場における支援の在り方について、検討を進めます。

④相談体制の充実

障害のある子どもやその家族の教育に関するニーズは、ますます多様化しており、一人ひとりのニーズに対応した教育相談体制の充実が必要となっています。市教育センターを中心として、関係機関等との連携を促進し相談体制の整備・充実に努めます。

「いじめ」に関する相談については、各学校、教育センター、教育委員会事務局での対応に加え、いじめ・体罰ホットラインを開設し、さらなるいじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。また、第三者機関として、箕面市いじめ防止基本方針に掲げる「箕面市いじめ等学校問題対策チーム」を設置し、いじめ事案の対応について、専門的な知識及び経験を有するメンバーが、調査、指導助言にあたります。

⑤放課後等の居場所の充実

平成24年度(2012年度)の児童福祉法の改正に伴い、本市においても放課後等デイサービス事業所が数多く開設されました。これらの事業所では、障害特性に合った支援を受けられるため、利用者が増えています。

他方で、地域での交流ができる学童保育についても、放課後・長期休業中の子どもの居場所として、引き続き高いニーズがあります。「新放課後モデル事業」の実施により、すべての子どもたちに「学び」「体験」「遊び」「生活」の場を一体的に提供し、より豊かな放課後の居場所づくりに取り組みます。今後も、学童保育を含む学校での放課後の居場所において、発達障害を含む障害特性への配慮が受けられるよう、事業を受託する民間事業者を含む関係機関等との連携を進めます。

6 人権施策の推進

(1)人権啓発の推進

【基本方針】

障害や疾病^{しっぺい}の有無、年齢、性別、民族等の違いについての偏見や差別等による人権侵害は、今もなお根強く存在しています。

その表れのひとつとして、障害者が地域で自立生活を営むための基盤となる居住や活動の場の整備において、周辺住民から、障害や障害者に対する無理解や偏見によって排除しようとする事象(施設コンフリクト)が発生しています。

また、障害者が地域で生活するための住居探しも非常に困難な状況です。これは、障害者が地域で安心して生活するという当たり前の権利を奪うもので、決して見過ごすことのできない問題です。

このような状況にあって、一人ひとりの人権を尊重するまちを創り上げていくことの重要性はますます高まっています。

「箕面市人権のまち推進基本方針」、改正障害者基本法、障害者差別解消法をふまえ、人権が尊重されたまちを実現するための体制づくりや、市民と行政による取組みを進めます。

【本市や社会の動き】

※精査中

【今後の方向性】

①人権行政・人権啓発の推進

「箕面市人権のまち推進基本方針」、改正障害者基本法、障害者差別解消法に基づき、人権行政及び人権啓発の推進に努めます。

- ・ 人権文化部と各部局が連携し、市民と職員が人権課題について共通認識を持つための冊子編集や人権相談のあり方についての研究等を進めます。
- ・ また、これらの啓発については、企画段階等初期の段階から、「箕面市人権啓発推進協議会」をはじめ多くの市民との協働により事業を進めます。
- ・ 市内の関係団体が実施する啓発事業等との連携を図ります。

- ・ 行政各分野において、「ノーマライゼーション」の視点に基づき、障害者の人権を尊重した施策展開を図ることができるよう、人権や福祉をテーマとした各種研修を引き続き実施します。
- ・ 障害者差別解消法をふまえ、一人ひとりの障害特性に応じた合理的配慮を行い、実質的な平等を確保することが社会の義務であるという理念について、広く理解を求めます。また、障害を理由とした差別の解消に向けて、地域の課題として、広く市民と共に考える機会となる啓発事業等を実施します。

②差別意識・偏見の解消の取組み

平成14年度(2002年度)の施設コンフリクトの発生を受け、市内では、精神障害者市民地域交流事業等の人権啓発の取組みが、一層強化されて行われてきました。しかし、その後も民間の障害者グループホームなどの計画を受けて、一部の住民のかたから漠然とした不安や障害者への偏見と思われる声が寄せられるなど地域における偏見・差別意識は、今もなお根強く残っています。

差別事象が発生した場合には、人権行政推進本部会議等を活用し、庁内の関係部署と連携して対応していく体制を継続します。

平成28年度(2016年度)に施行された障害者差別解消法では、令和6年4月から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。障害者に対する偏見・差別意識の解消は、今後ますます重要になるという認識に立ち、地域での障害者への理解を深め、ノーマライゼーションの視点を伝える等の人権啓発のための取組みを、より一層推進します。

併せて、障害者差別に関する相談窓口の周知を進め、行政機関・事業者と障害者双方の建設的対話による相互理解を進めるよう努めていきます。

(2)権利擁護の推進

【基本方針】

障害者虐待の防止や成年後見制度の利用促進、福祉サービス利用にかかる相談・苦情の検証等により、障害者の権利擁護を推進します。

【本市や社会の動き】

※精査中

【今後の方向性】

① 苦情解決システムの活用

「保健福祉苦情解決システム」を引き続き運用し、保健福祉サービス利用者の権利擁護に努めます。

- ・大阪府や、社会福祉法に基づく運営適正化委員会等の関係機関と連携します。
- ・保健福祉サービス利用者等の相談・苦情に迅速かつ適切に対応します。
- ・サービス提供時に発生した事故に対して、必要な指導・助言を行います。

② 虐待防止の取組み

障害者虐待防止法に基づき、障害者に対する虐待の予防・早期発見、被害者の保護・自立支援、養護者の支援を進めます。

- ・虐待事例の検証にあたっては、「保健福祉苦情解決システム」を活用します。
- ・市障害者虐待防止センター業務を、市基幹相談支援センター業務と一体化することにより、日常的なケースワーク・相談支援と連動した、虐待の予防・早期発見、養護者の支援等を進めます。
- ・「箕面市自立支援協議会」において、相談支援事業者やサービス事業者等の関係機関との連携により推進します。

③ 成年後見制度等の推進

成年後見制度利用促進法に基づく「成年後見利用促進計画」を第2期地域福祉計画において策定しており、同計画期間(令和4年度～令和13年度)内に権利擁護の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関の設置に向けた検討を行い、適切な支援ができる体制づくりに努めます。

- ・特に、成年後見制度については、関係者による課題共有とネットワークづくりの場を設け、制度の理解と連携を深めます。
- ・あわせて、制度の周知を進め、利用を支援する体制を整えます。
- ・障害者総合支援法に基づく市町村必須事業である「成年後見制度利用支援事業」を活用し、生活保護受給者等を対象とした、成年後見にかかる費用(後見人報酬、申立費用等)の軽減施策を継

続します。

- ・ 継続的な運営が可能な法人後見体制の担い手の確保や育成・活用の推進に取り組みます。
- ・ 社会福祉協議会による「日常生活自立支援事業(まかせてねット)」等と連携し、判断に支援が必要な障害者の財産権が保障され、円滑に福祉サービスが利用できるよう、成年後見制度との併用も含めて支援します。

7 スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実

(1) スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実

【基本方針】

スポーツ・文化・生涯学習活動等は、健康の維持・増進や、ゆとりと潤いのある生活、さらには社会参加のための大切な機会です。障害者の参加をより一層促進するために、コミュニケーション・情報取得・身体介助等を含めた、参加しやすい環境の整備を、関係団体や民間事業者とともに進めます。

【今後の方向性】

① 機会提供の推進

地域でのスポーツ振興の一環として、障害の有無にかかわらず、多くの人々が気軽に楽しむことができるバリアフリースポーツを推進します。

障害のある子ども等を対象としたスポーツ教室を、引き続き実施します。

② 情報保障の充実

障害者が、講座・イベント等に気軽に参加できるよう、市が主催する講座・イベント等において、手話通訳・要約筆記、資料の点訳などを進めるとともに、市の主催以外の事業についても、こうした配慮への理解を求めます。

③ 人的支援の推進

障害者が、地域でのスポーツ・文化・生涯学習活動等に、気軽に継続して参加できる環境を整備するため、施設職員・民間事業者・地域住民等の理解と協力を得られるよう働きかけます。また、指導員・ボランティアの育成等による人的支援の充実に努めます。

第3章 計画の推進体制

(主な内容:整理中)

庁内の推進体制と計画の進行管理

関係機関・団体、市民等との連携と協働